

海南省熱中症対策指定暑熱避難施設 募集要項

1 目的

この要項は、海南省内において、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、熱中症特別警戒情報（改正気候変動適応法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。）が発表された場合に開設する、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として運用が協力可能な市内の民間事業者を市が指定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集施設

市内の民間施設

3 対象となる施設

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする

- (1)適切に管理・維持された冷房設備を備えていること
- (2)利用者が休息できる空間を確保していること
- (3)市との協定締結後、施設名・所在地・開放日時・受入可能人数を公表することに同意いただけること
- (4)熱中症特別警戒情報が発表された時は、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放できること、また、発表がない日でもできる範囲で施設を開放いただけること
- (5)冷房の電気代など、開放にかかる費用は施設側の負担となることに同意いただけること

4 申込方法

- (1)専用フォームからの申し込み

以下のURLまたは二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、申し込む。

<https://logoform.jp/form/yvj4/1574955>



- (2)申込書による申し込み（持参、郵便、ファックス、メール）

（別紙）「海南省クーリングシェルター申込書」に必要事項を記入の上、海南省暮らし部健康課あて申し込む。（※持参の場合は、平日8時30分～17時15分）

5 申込期間

4月1日～9月30日

6 申込後の流れ

- (1) 専用フォーム又は申込書にて申込受付
- (2) 市における内容審査
- (3) 協定締結（本締結をもって指定となる。）
- (4) 施設情報・開放可能日等の公表（国及び市のホームページ）、市が支給する標識の掲示
- (5) 運用開始

7 運用開始後について

(1) 開放の期間

国が定める熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）のうち、本市と協議の上、定めた期間

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日からその年度の3月31日までとし、クーリングシエルトアの指定を受けた事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の解除

次に該当する場合には、指定を取り消すことがある。

- ① 指定施設が「3 対象となる施設」の要件を満たさなくなった場合
- ② 指定施設から指定解除の申し出があった場合
- ③ その他指定施設とすることが適当でないと認められるとき

8 問い合わせ先

海南市暮らし部健康課健康班

〒642-8501 海南市南赤坂11番地

（電話）：073-483-8441【直通】（FAX）：073-483-8429

（メールアドレス）：kenko@city.kainan.lg.jp